

令和4年第2回(6月)大郷町議会定例会会議録第2号

令和4年6月8日(水)

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中学君	副町長	武藤浩道君
教育長	鳥海義弘君	総務課長	遠藤龍太郎君
財政課長	熊谷有司君	まちづくり政策課長	千葉昭君
復興推進課長	武藤亨介君	復興推進課技監	門脇匡哉君
税務課長	小野純一君	町民課長	片倉剛君
保健福祉課長	鎌田光一君	農政商工課長	高橋優君
地域整備課長	三浦光君	会計管理者	伊藤義継君
学校教育課長	菅野直人君	社会教育課長	赤間良悦君

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉恭啓 次長 齋藤由美子 主事 上杉琉日

議事日程第2号

令和4年6月8日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問〔2人 5件〕

◎一般質問通告順

4. 12番 千葉勇治 議員

5. 7番 熱海文義 議員

日程第3	報告第7号	繰越明許費繰越計算書について
日程第4	報告第8号	繰越明許費繰越計算書について
日程第5	報告第9号	繰越明許費繰越計算書について
日程第6	報告第10号	繰越明許費繰越計算書について
日程第7	報告第11号	繰越計算書について
日程第8	議案第45号	大郷町農業振興基金条例の制定について
日程第9	議案第46号	令和4年度大郷町一般会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第47号	令和4年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問〔2人 5件〕

◎一般質問通告順

4. 12番 千葉勇治 議員

5. 7番 熱海文義 議員

日程第3	報告第7号	繰越明許費繰越計算書について
日程第4	報告第8号	繰越明許費繰越計算書について
日程第5	報告第9号	繰越明許費繰越計算書について
日程第6	報告第10号	繰越明許費繰越計算書について
日程第7	報告第11号	繰越計算書について
日程第8	議案第45号	大郷町農業振興基金条例の制定について
日程第9	議案第46号	令和4年度大郷町一般会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第47号	令和4年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

午 前 10時00分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、7番熱海文義議員及び8番石川壽和議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（石川良彦君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それでは、通告に従いまして日本共産党の千葉勇治、一般質問を行います。

大綱3点についてお伺いしたいと思います。

大綱1点目、地域再生計画について。

1番目。地域再生計画が目指す将来像の中で、本町がこれまで取り組んできた観光振興策における成功事例、分かれば件数・内容、また概要の中で眠れる地域資源という位置づけがされておりますが、その内容について。旧櫻井家住宅や中粕川地区を生かした観光戦略ということで書かれておりますが、町当局のこのことに対する詳細にわたる説明を求めたいと思います。

2番目。その中で、駐車場のない旧櫻井家について。中村原団地住宅造成時に必要として設けられた緑地帯と私は思うんですが、この緑地帯から旧櫻井家への進入路が整備されております。何ら議会に相談もなく進められておりますが、この緑地内を駐車場に利用し、交流人口を図るという考えで設けたものなのかどうか。その目的についてお伺いしたいと思います。

3番目。食観光資源振興の柱の一つに、仙台牛の生産技術の高さが挙げられております。しかし、円安やロシアのウクライナ侵略等の影響で餌の価格が高騰しており再生産する元気に陰りが生じております。地域再生を図る観点から飼料高騰対策を講じる必要があると考えますが、町長の所見を伺いたいと思います。

大綱2番目、教職員の労働実態について。

先日ラジオで聞いた状況によりますと、全国的に教員の過労が問題視されており、その中で、町内の小・中学校に勤務する教職員の労働時間等の実態について、教育委員会としてはどの程度把握しているのかお伺いします。直近の調査結果があれば、それについてお伺いしたいと思います。

ます。

(2) 本町として、サービス残業解消の具体的な取組内容について、これまでの対応策と今後の解決に向けた計画・方針を伺いたいと思います。

3 番目。解消策の一環としてタイムカードを設置する学校が増えているという傾向がありますが、本町でも取り入れて過労対策に取り組むべきと考えますが、教育長の所見を伺いたいと思います。

大綱 3、子供の朝食欠食実態調査について。

1 番目として、長引くコロナ禍に追い打ちをかけるように物価高騰が続いており、多くの町民が生活困窮状態になりつつある昨今ですが、ましてや、独り親家庭における子育ては想像を絶する環境にならざるを得ないと考えます。そこで、本町の独り親世帯を中心とした朝食欠食がないかなど子育て環境の実態を調査し、何らかの対応策を講ずるべきと考えますが所見をお伺いします。

2 番目。よく「早寝・早起き・朝ごはん」というバランスのとれた生活は、肉体的にも精神的にも成長旺盛な子供らにとって学習と同等以上に朝食は重要と考えます。実態調査の結果、朝食の欠食している子供らがいるとなれば、朝食をメインに子ども食堂を開設することについて検討すべきと考えますが所見をお伺いします。よろしくお願いします。

議長 (石川良彦君) 答弁願います。初めに町長。

町長 (田中 学君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの千葉議員の御質問にお答えしたいと思います。

(1) 前段の商工振興策の成功事例につきましては、物産館や縁の郷、支倉常長メモリアルパークなど、町内外からの交流人口の増加につながった事例だと思っております。後段の観光戦略でございますが、地域再生計画につきましては、町の観光資源の掘り起こしと、さらなる磨きを上げて活性化を図ることを目標とした大枠としては、まだ詳細な計画がございませんが、順次、内容が固まり次第、御報告してまいりたいと考えております。

旧櫻井家の施設整備につきましては、財源なども含め、今後、国県、関係団体との調整を図りながら、より魅力的なものとするため、協議、検討を重ねてまいります。新しい取組ですので、町としては実績もない、経験もないことですが、ロマンを持って他の有識者や都市、市民の声を広く聞き取って話題につながる内容を心がけて計画したいと考えております。

中粕川地区につきましては、現在、復興再生ビジョンに基づき、防災拠点整備及びかさ上げ宅地などの整備を実施してございます。併せて、ビジョンの理念にある未来を見据えた川と共生する地域形成につながる観光戦略としての一角を担う復興へとつなげてまいりたいと考えております。

(2) の旧櫻井家の駐車場につきましては、中村原地区の造成地内にある緑地帯の目的は、エリア内の雨水の浸透や災害時の救命活動などに活用する土地であり、駐車場など他の用途に使用することはできません。しかしながら、道の駅には広い駐車場を完備してございます。ここから郷郷ランド公園を通過して散策路として適当な距離であることから、道の駅から櫻井家までの点と点を何か物語として結びつく、そのような回廊をつくってまいりたい。そんな考えでございますので、交流人口の増により一層の効果が得られるような仕組み、仕掛けを考えてまいりたいと考えております。過疎の町であっても何か誇れる話題になるものを1つや2つ欲しいものだなと、そんなことを多くの町民の願いでもあり応えてまいりたいという考えでございます。

(3) の飼料高騰策につきましては、1トン当たり肥料価格が世界各地での原料生産減収、原油高、ロシア・ウクライナ情勢、円安などの影響で過去最高値を更新している状況は認識してございます。ただいま餌だけでなく生活全般の物価が高騰していることから、今後、飼料の高騰も含めた消費者生活全般の物価高騰策として、町民全体に対する支援方法について検討してまいりたいと考えております。ある意味では、今こそが国内の食の自給率を向上させるチャンスでもあると考えます。外国に食の依存をこの辺で考え直す、国の食料安全保障の問題も含めて議論してまいりたいなど思っているところであります。

大綱2、3につきましては、教育長が答弁いたしますので、私からは以上であります。よろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。教育長。

教育長（鳥海義弘君） 大綱2つ目、教職員の労働実態についての御質問に答弁いたします。

(1) の教職員の労働時間につきましては、毎月、在校時間記録簿の提出を求めています。本町では、国及び県の指針に基づき、教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定し、特別な事情がある場合を除き勤務時間外の在校時間の上限を月45時間、年360時間としております。令和3年度の実績といたしまして、月45時間を超えた教職員は小

学校24名中2名でございます。中学校では20名中9名となっております。

(2) の長時間勤務の縮減のための対応策と解決に向けた方針等につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を令和2年4月1日に施行し、校長を中心とした組織的な学校体制の構築、教職員一人一人の意識の変容を図ってきたところでございます。コロナ禍の影響もあり、上限を超える教職員がいる状況ではございますが、長期休業期間中の学校閉庁日の設定、ICTの活用による会議時間の短縮や業務の改善も見られており、今後も働き方改革を推進してまいります。

(3) のタイムカードの設置につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、現在は在校時間記録簿で管理しております。教職員が個々にパソコンで入力するもので、在校時間を十分に把握できておりますが、今後の教職員の勤務状況や意見等を踏まえ、ICTを活用したシステムの導入も検討してまいりたいと考えております。

次に大綱3つ目、子どもの朝食欠食実態調査についての御質問に答弁いたします。

(1) の子育て環境の実態調査と対応策につきましては、独り親世帯に特化した調査ではございませんが、令和3年度に保健福祉課で食に関する調査、そして、学校教育関係では学習状況調査から児童生徒の生活環境につきまして把握しております。2つの調査とも朝食に関する調査を実施しており、その結果を踏まえて令和5年度からの第4期食育推進計画に反映するとともに、学校給食では年2回の栄養教諭の学校訪問で朝食の大切さを指導したり、保護者へのお知らせに掲載したりと、できるものから実施しているところでございます。

(2) の朝食をメインとする子ども食堂の開設につきましては、現在のところ考えておりません。町といたしましては学校給食の実質無料化を実施しており、朝食及び夕食は、子供の健康及び成長にとって家族で食べることが一番だと考えております。調査結果では、子供の1割から2割が朝食を欠食している状況であり、欠食の理由が、おなかがすかない、時間がない、眠い、面倒くさいなど、本人に起因する回答が9割以上であることから、家庭及び学校における基本的な生活習慣の形成と定着のため、あらゆる機会を捉えて保護者や子供に朝食の重要性を周知し、食生活習慣の改善を図ることが重要だと考えております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それでは、大綱の順番に従って質問したいと思います。

まず、この地域再生計画について。物産館、縁の郷、支倉常長メモリアルパーク、町外からの交流人口の増加につながったということですが、実態としてどのようにつかんでるんですか、これは。数字としてつかんでるんですか。松島に来た観光客をついでにということだけでなく、ここに実際来て交流しているということで私は捉えるべきだと思うんですが、その辺どのように認識して対応していますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

こちらの物産館、それから縁の郷、支倉メモリアルパーク、それから夢実の湯も入りますけれども、毎年、観光客の入り込み客数ということで調査をしております。全体の合計としましては65万4,000人、これが令和3年度の合計の入り込み客数ということになってございます。そのうち町の施策という部分では、夢実の国が別ということになりますので、約60万人が縁の郷、物産館、支倉メモリアルパークの来客ということになってございます。10年前、平成22年、こちらと比較しましても47.4%の増ということになってございますので、施設ができてからも年々増加しているような状況にございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私、この地域再生計画の中で、町の観光資源ということで列挙されておりますが、具体的に、町の観光資源というのは、今述べた内容なんですか。そのほかに何か可能性として、いわゆる眠れる資源というようなことで位置づけられていますが、その辺どのように認識されているのか。本当にこれが将来の町の発展のためにどのように活用していくのか。具体的にその辺の計画はどう思ってるんですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

観光資源ということでございますが、先ほど申し上げたのは、今、町で設置している施設、こちらで様々な事業を行ってということでの入り込み客数ということになってございます。そのほか観光の資源となり得る町の資源ということで考えますと、先進的農業を実施する農業法人、こちらについても、ある意味、農業掛ける観光プラス観光掛ける観光ということになりますけれども、そういった意味で資源ともなり得ると思

いますし、今、農家の方であったり農業法人の方で、ある意味、農業体験を受け入れることができるというようなお話をいただいているというところもございますので、そういった意味ではいろんな、農業であったり、それからこの景色、風景であったりというのも非常に価値のあるものだと思っております。こういったものを、改めて地域の資源として掘り起こしをできればと考えてございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今答弁の中で、いわゆる観光資源の中で農業が入ってくるんだということで説明あったんですが、私は今後のそれは期待するものであって、既に大郷として観光資源として、もう持っているもの、あるものをどのように眠っているものを掘り起こしていくかという課題があんたたちだと思っておりますよ。何がどうなのか、その辺が整理されている実態について私お聞きしたいんです。今からつくるものじゃない、既にあるもの、その内容については、そうやって挙げてほしいんですがどうなんですか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） お答えいたします。

観光資源といいますと、簡単に言うと、どれも観光資源になり得る可能性は十分秘めているのかなと思います。例えば私から見れば価値がないものであったとしても、違う目から見れば、すごい価値があるというようなものも、いろんな方と接する上でお話をよく聞きます。そういったものを内外から話を取り入れて、これまで自分たちでも気づかなかった観光資源となり得るもの、そういったものを磨き上げていきたいとそういうふう考えております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それ、そいつ何も今回地域再生計画でなくても、十分にこれを、この間にやれるような内容もあったんじゃないですか。その辺について、なぜ今まで気づけなかったんですか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 地域再生計画につきましては、答弁にもありますように、あくまで大枠としての計画ということで、一つ一つ、詳細のところまでうたっている計画ではございません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ですから、いつから。いつから計画をつくるに当たって、幾らかの具体的なものがあって、それを集約させて花を開かせていくと

というのが計画ではないんですが、何もない中で、具体的に何もない中で、今からつくってつくり上げるというようなことでは本当におかしいと思うんですがどうなんですか、それは。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 質問に対しての答えとして適切かどうかは分かりませんが、まるで逆というふうに考えております。一つ一つを列記するのではなく、そういった可能性を花開かせていくようにするという計画です。ですから、大枠だということを述べさせていただいたところですので御了解いただければと思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 大体、この地域再生計画の大きな目的の中で、国の交付金や補助金を獲得することを目的とした、この基となる大枠な計画だと書いているんですね。ですから、これで国は許すのかと。何だね、具体的なこれまでに今までのことを積み上げた中でなく、今からそういうもの全てをつくっていくんだということで、果たして、そういう計画の中で成功するのかと。我々が今からこれをやるとなれば大金をつぎ込むような事業になってくると思うんですが、とてもそれでは心配だと思うんですよ。その辺、具体的にどのように考えてるんですか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） お答えいたします。

その計画の成功に向けて、今国なりと調整を凶っているところです。この大枠の計画の中で国などと調整をしたところ、こういったものを設置したほうがよろしいんじゃないかとなって初めて個別の事業計画、具体化した計画というものをつくって事業を推進するという形になります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 改めて確認したいと思います。眠れる資源というのは何ですか、もう一度。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 町内にある全てだと考えております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 極めて私は、これは架空的な、本当に県から補助金をもらうための主目的であって、国から補助金をもらうことがあくまでこの計画をつくるための目的であって、具体的にどのように詰めていくかというのが、もうほとんどないと今からつくっていくということで、極め

て問題あるなというような認識を新たにされたわけでございます。

その中で2つ目に移るわけですが、旧櫻井家について。これまで駐車場がなくてどのように活用するのということで答弁を見ますと、道の駅に広い駐車場があるから、そこから云々とあるんですが、それはそれとして進入路について。私どうもあの進入路がなぜ今まで議会に説明なかったんですか、あの進入路を造るに当たって。どういう経過があったのか教えてほしいんです。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

進入路の整備につきましては、昨年度の特別会計の中で側溝整備等の環境整備費の中で、ちょっと請差の部分で有効活用させていただいて、従来あった進入路の機能補償という範囲の中で作業させてしまった経緯がございます。こちらにつきましては、説明責任をしっかりと果たしてなかったという部分で担当課長として深くおわび申し上げたいと思います。

以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 請差でやったということで、事業費幾らかかったのか。

事業費の内容なり目的、それから工事金額だ。今の事業費、工事目的に工事金額、また工事事業者、入札状況、多分随意だと思うんですが。また、これは財政課等の関係課等の横のつながりを取ったのかどうか。その辺についてお聞きしたい。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） 1点目。事業の目的につきましては、従前にあった進入路の機能補償というのが一番の目的でございます。こちらにつきましては、請差の中で担当課としての思いを伝えた中で、当然、役場ですので執行の起案を起こして確認を取って作業をさせていただいてというところでございます。事業費につきましては、直接工事費で約28万円程度となっております。

以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） これは誰の指示で対応した、やるようになったわけですか。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えします。

指示といたしますか、こちらは役場ですので当然町長に諮った上で事業を実施してございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 確認したいんですが、町長が一応指示を出したということで理解していいんですね。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） そのとおりです。

それと、付け加えて申し上げますが、今この再生計画については、初めて大郷町、もう67年になって初めてこの観光という事業に手をつける。今までなかったんですよ、こういう議論。何で今回こういうことになったのかと申し上げますと、第2回目の令和の過疎の指定を受けた。この町は何もしなければどんどん過疎が進む。ですから、何とかしなくてない。交流人口も我々の味方につけなくて駄目だというところから始まった仕事でございますので、そんなもの最初から駄目だとか、いないとかなんてことちっとも考えてない。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） この4つの柱でもその地域再生の中で中粕川、その中でもかわまちづくりも大きな4つの柱の中で中粕川地区の振興の中で大きな位置づけだと思うんですが、どうですか。そのように考えてますか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 初めて大郷町の地域再生ビジョンが完成するという事です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） かわまちづくりもその全部の中に入ってるということで、位置づけでいいんですね。はい。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） ところが、先日、国交省の門脇さんからの話では、全然まだかわまちづくりについては何ら土台も造られていないと。あのままの状態、あるいはあそこに高さもほとんど各土とか、幾らか。河道掘削の中で余った土を使うとかなんとかと、全然その計画が何もないという中で果たしてこの計画だけが先行していいんですか。極めて私は問題あると思いますよ、それは。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 何の問題もないですよ。それに向かって今こういう手法を使っていく、国と協議しながら進めていこうという今段階ですから。

終わったわけじゃないですよ、これから始まるんですよ。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） いつ頃までつくる予定で国に申請する予定ですか。まずそこを聞いてみます。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 完成するまでですよ。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 完成するまででなく完成する以前に計画があつて完成するというのが手段としてあるでしょうから、やはり計画、申請を国に交付金を申請するには、いつまで出す予定ですか。かわまちづくりについて。

議長（石川良彦君） 門脇技監。

復興推進課技監（門脇匡哉君） お答えさせていただきます。

かわまち事業というような認定を受けてからがかわまち事業として名前を名乗れるところがございますが、大郷町中粕川地区のかわまちについては、これから調査費、要求をさせていただいておりますけれども、令和4年度それから5年度で調査を進めて計画を立ててということで、町単独で認定を受けるわけではなくて国土交通省の東北地方整備局、北上川下流河川事務所と共同で認定を目指していくこととなりますので、内容は目指すところは5年度、6年度で認定を受けるように今段取りを進めて、これから調査を進めていきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうしますと、かわまちづくりの方向づけがそのまま何かに流れが、町が目指している地域再生計画の具体的な内容も見えてこないということで理解せざるを得ないと思うんですが、それでいいですね。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） 地域再生計画でお示ししておりますイメージ、4本の柱というのは当然こうなればいいなというところが前段に入っております。それに向かって進んでいく上で、これは生き物かと思えます。当然進んでいく上でいろいろ障害もあつたり、いろいろなものがあつたりするので多少の方向性を変える、そういったことも必要になってくるかと思っておりますが、あくまでイメージ。スタートして、ここから走

りながらやっていくということです。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 大分、内容的には、希望、夢は、希望分かるんですがね。かなり厳しい面があるんだなということで理解したわけですが、2番目のこの櫻井家の進入路についても、先ほど質問の中で、この事業者の名前出なかったんですが事業者とですね。それから、工事費が二十数万円ということでしたが、この事業というのは1億4,438万9,300円の事業に対して1億4,300万円ということで、これ協議して最終的に4回目の協議で落札したということは、本当に価格的には厳しい落札だったということ調査で分かったんですが、99.03%で差額が138万9,000円ということで、その差額内の中で対応したということですが、これ差額が生じた場合にそういう対応が可能だということで町長いいんですね。町長が指示したということですから、町長の判断だということで理解して、町長からそういう答弁を求めたいと思います。どうですか。いいんですか。差額が生じた場合は町長でしょう。町長の指示だから。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） これに向かって準備をしている。準備をしている、やらせるという方向で進んでいるということです。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 櫻井邸のね。櫻井家の入り口の道路、差額が生じたからその内部でやれたと。それ町長の指示でやったということで、それがそれでいいんですかということを確認したんですよ。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） それでいいの。もともとあそこに道路があったの。裏道路があったの。それがのりを切ったままになってたから、これにつけなさいという指示をした。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 差額が生じた場合には、町長の一言で事業がやれるということで理解していいですか。そういうことですよ。それでいいんだね、今後も。（「それでいいから議会にかけているんですよ」の声あり）

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） いつ議会にかかったんですか、この道路のことについて。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

担当課としまして、広義の意味での既存の進入路の確保と宅地側に降

った雨水の対策として緑地帯に浸透させること。のり面に降った水を目的とした大義の意味での排水対策という意味で側溝整備費の中に入れてしまったという経緯はございました。こちらについては、説明責任がしっかり担当として果たせなかった部分としまして改めまして深くおわび申し上げたいと思います。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） 武藤さんの説明分かるんですが、町長が答弁を取り返してき。いや、それでいいんだということですからそれでいいんですね。差額が生じた場合には、町長の判断で、その範囲内で事業にもし足りないところがあれば対応できるということですからそれでいいんですね、町長。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） もともとあるものを、なくなったからつけなさいという指示をしたということです。

12番（千葉勇治君） 事業についてそういう対応したということで私理解しました。悪いというより最高悪いですよ、そんな。差額出たからあんた自分の勝手にやれるなんていうこと。

次に3番目に入ります。3番目で、いわゆる今、間違いなくこの基幹産業ですよ、農業はね。基幹産業と位置づけている、特に仙台牛は大郷でもトップクラスのメインのこれは生産物です。そういう中であって、畜産農家が餌高で泣いてるんですよ。これの答えを見ますと、あらゆるものに対応するということですが、特に畜産農家の餌の値上がりは半端でないんですよ。そのことについて、どのように考えておりますか。お聞きします。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

こちらの飼料高騰の関係でございますが、実際、高騰の具合としましては、昨年1月の1トン当たりの価格と比較しますと、昨年の4月から4,500円、1トン当たりです。急騰していると。そこから徐々に上昇しまして、今年の4月の段階では1万5,000円の増となっているというような状況でございます。ですので、昨年の1月から比較しますと、約22%の増ということで把握しているところでございます。実際、飼育牛1頭当たりということになります。年間3.1トンの配合飼料を給餌することで統計の資料がございました。そちらで換算しますと1頭当たり年間で約2万8,000円。こちらの負担増ということになっていると

いうところで把握してございます。

しかしながら、今、国の施策であったり、飼料メーカー、それから畜産農家さんの負担を基にということになります。配合飼料の価格安定制度。こちらによりまして、生産者の方に保険金が支払われているような状況でございます。こちらで畜産の経営に及ぼす影響も少なからず緩和されているのかなというような状況かと思っております。そういった意味では、今後、先ほど町長の答弁にもございましたが、畜産だけにかかわらず、今物価高ということでの影響というのはかなり大きなものがございます。ですので、そちらの町民全体、こちらに対する支援と併せて飼料の高騰、こちらもカバーできればと思っております。

議長 議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 地域再生計画の中で特に仙台牛をブランドとして位置づけておりますから、ですからこの中で質問したんですよ。全体に対策として生活、皆困窮者になってるから支払うのは分かるんですが、特に仙台牛を作っている生産者に対して何らかの餌対策しておかないと、本当にこの地域再生の中で仙台牛を食べてもらおうといいながら仙台牛そのものの生産が衰えてくると。今、子牛価格も乳用牛も下がってるんですよ、価格が。価格が下がっている、餌が上がる、今安定基金価格と言っていますが、これも行き詰まりなんですよ、安定基金価格も。見通しがないですからね。ある一定価格までは本当に補填されたが、その後については見通しが無いんだから、実態は。それは分かると思うんですがね。さもこれを聞いてると安定価格で全てが救われるじゃないんですよ。かなり厳しい状況になっているので畜産農家は潰れるだけです、仙台牛はどうするんですかということで、私は思いを持って今町長に質問したんですが、町長は、全てが苦しいから全てに平らにやるということですが、畜産農家を守るという意識が何もないんですか、そうすると。特別の畜産農家に対する特別対策が何も考えていないということではないですか、町長。町長に聞きたい。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 町内で畜産農家だけが今大変だということではございません。全ての企業がみんな大変だ。でも、歯を食いしばって頑張っている。いいですか。もう少し畜産農家も、じゃあ少しは自給飼料を作るとか、そういう努力もするぐらいの覚悟が必要ではないですか。こんなことがこれからずっと続くよ、ロシアと日本の関係なんか。だから、日本共産党も、もう少し県会の議場で議論するとか、国で議論するとかやっ

てくださいよ。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長のお話出ましたが、私たちは食料自給率までいかに先進国並みに上げる、もっと上げるということで要求してるのが日本共産党ですよ。今町長は、町長の答弁の中で国の食料安保に次いで検討すべきだということですが、どのように検討するという考えですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） まず、国政をもう少し変えなくて駄目だということで、今やっていますよ。いろいろ努力しています。ある国会議員も努力している。それにかけてみようという気持ちで、これから始まろうとしておりますので皆さんもそれに協力してください。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長のお話は大体そんな程度とっておりますが、次、教職員の大綱2に入りたいと思います。

この教職員の労働の実態について、いろいろ答弁を見ていると、小学校では、いわゆる45時間以上を超えている方が小学校では24名中2名いる、中学校では9名いるということですが、この超えた方々に対する対策どのように考えてされたんですか。確認しておりますか。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

まず、この超過した理由は様々なものがございますが、一つはやっぱりコロナ対策というものが一つございます。それから、病気休暇の教職員がございましたので、その対応というのも理由の一つでございます。それから中学校におきましては、部活動というものも勤務が長くなっている要因の一つでございます。これらにつきましては、少しでも教育委員会では教職員の勤務時間を短縮したいという思いがありまして、教員補助者の配置を行っております。また、スクールサポートスタッフということで、コロナ対策の消毒等の人材の派遣等を行っております。それから、これらの対応につきましては、学校等と……はい。

議長（石川良彦君） 続けて。

12番（千葉勇治君） 対応しているんだけど、オーバーした方の。24名中2名オーバーした、中学校20名中9名オーバーしている。その方々にどのように対応してるんだと。そこを聞きたいんですよ。

学校教育課長（菅野直人君） これらの方について、毎月ですね。先ほど、教育長が答弁しましたとおりの記録簿の提出を求めておりまして、それをこ

ちらでチェックしているわけでございます。それらについて多いものにつきましましては、校長会を通して先生方の縮減のほうに努めていただくようお願いしているという状況でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） お願いしているだけで、その後どうなっているかは見ていないんですよ、休み取ってるかどうか。例えば、時間外。先生方の悩みを聞くと、もうこんな学校辞めた、辞めたいと、学校、教職員を辞めたいという方が結構多いそうですよ。ほんで持ち帰り時間がかかり多い、持ち帰って家で仕事する時間が多い、あるいは休み時間がない、あるいは勤務時間の過少申告をしていると。ですから、過少申告した場合に、この24名中2名とか中学校で20名中9名ということになってるのは、果たしてこれが実態なのかどうかはかなり深刻なんです。パソコンで云々、自主申告しているということですが、果たしてそれがどうなのか。そういう点で私いろいろ調べてみると、給与特別法ですか、給特法っていうんですか。これがあって11時間、ある一定時間の作業時間は、これに加味されるということで、それで我慢しているという先生方もかなりあるということですが、給特法についてどのように教育長考えているんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（鳥海義弘君） お答えいたします。

給特法につきましては、今から50年くらい前に田中内閣のときにできたものでございまして、人材確保法と同じような形でできたものでございます。一般の行政職よりも4%ベースアップするといえますか、給与を上げるという法律でございまして。4%でございましてその当時の4%、50年前の4%でございまして、今の状況から全く合わないという状況でございまして。これがいわゆるただ働きという形になるんだと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 当時は8時間ぐらいのオーバーが、それでいいですか。それで見えていたのが今11時間ぐらいオーバーしていると。11時間20分ということで、もう半端でないんだとオーバーが。それも過少申告なり、いろいろなものをうちに持って行って仕事してる分については全然見えていないというそういう状況下にあつて、子供たちは3番目に入りますが、いずれ3番目でも言ってますがね。子供たちを本当にこの先生が見る目、観察する目が、もう自分たちが忙しくて、とても休み時間もな

い中で11時間20分ノンストップだということもよく報告されておりますがね。そういう中であって、子供たちの健康管理どうできているんだと。町の基本教育基本法の教育基本指針の中でうたっている中では、果たしてそれらが徹底できるかと言えてるかということをごどのようにチェックしてるんですか、先生方の今の労務管理の中で。

議長（石川良彦君） 教育長。

教育長（鳥海義弘君） 先ほど教育課長から申し上げましたとおり、私の答弁の中にもございましたけれども、1か月に1回必ずそういう時間外の状況が校長から役場にあります。それを見て、そして、この教員は本当に毎月のように超過勤務してるなというところをチェックして、校長にこれはどういうことになってんだということを電話して言ったりすることもございます。それを1つのワンペーパーの中に、月45時間を超えた場合、メンタル面でちょっと不安を抱えてとなったら受診しますかという、希望しますかしないかというところもございまして、ほとんどの先生方は希望しないという形になってますけれども、そういった形で先生方の負担を、そのワンペーパーなんですけれども、そこから類推するしかないというところでございます、今のところは。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 特に中学校では土日の、結局部活というところをメインにして土日も出ていると。ところが、その申告がほとんどされていないという実態も何か今回の調査で出てきたということで、本町ではどのように土日の活動について先生方のチェックをしてるんですか。本町にどこまで見えているんですか。

議長（石川良彦君） 教育長。

教育長（鳥海義弘君） お答えします。

そのワンペーパーの中に土日の部活動の勤務もございまして、それで把握しております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私思うのは、先生方は働くのはやだと言っていないんですよ。ただ自分たちが幾ら働いているのか、それを評価してほしいというのかなりあるそうですよ。ですから、残業代もらう、払う、払わない、今の労働基準法のまだ。意外にも私思うのには、先生方がどのように頑張っているのか、その頑張ってる評価、それを見えるような形で出してもらわないことには張り合いも出てこないというのが、私なりに感じるわけなんですけど、その辺についてどういう認識されてますか、教育長

は。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（鳥海義弘君） 先生方につきましては、4月5月に校長と面談をして、当該年度の目標というのを設定しまして、それにどのくらい頑張ったか成果を残したかという評価をするわけでございます。それがボーナスの査定にも影響するわけでございます。頑張った先生方は、やっぱり頑張ったなりにボーナスも頂いているという形になっております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 次にお聞きしたいのは、先ほど課長もちょっと述べましたがね。学校のそういう状況の中で、町としてどういう支援されているのか。小学校、中学校についてももう少し具体的に教えてほしいです。支援すべきだと思うんです。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

先ほどちょっとお話をされましたが、教員補助者につきましては小学校に7名、中学校に3名配置しております。それから、消毒等を行いますスクールサポートスタッフ、コロナウイルス対策でございますけれども、こちらにつきましては、ほぼ毎日、小中学校に入って先生方の軽減を図っているところでございます。そのほか教育長の答弁にもございましたが、長期休業期間中は学校閉庁日を設けられるようにしてございまして、そちらの中で、お盆もしくは年末年始は日直も置かないで学校を閉めるという日をできるだけ多く取るように指示をしているところでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 父兄にも保護者にも先生方のそういう大儀というか環境というのを、やっぱり伝えておかないと。うちの部活、子供の部活の先生はさっぱり協力しないとか、あるいはあの先生はうんとやるとかと、そういう形だけ見てるんですが、実態としては、こういう町の労務、国なり県ですか、労務管理があるんだよと。そういう環境。もう先生方が休むのも当然だというようなことも含めて、そういう環境にあるということをやっぱり何らかの形で伝えてもらわないと、本当に頑張る先生と頑張らない先生が何か生徒、保護者から見れば、働く先生、働かない先生というようなレッテルが貼られるようなおそれがあるような感じを受けているんですが、その辺についてどのように指導されてるんですか。

議長（石川良彦君） 教育長。

教育長（鳥海義弘君） 様々な学校課題を解決するためには、やっぱり先生方の頑張り、先生方の力、それに頼るほかございません。県費負担教職員の先生方に大郷小中学校の学校課題をとにかく解決してもらうために頑張っていたで。これは、もう本当に一番核なところでございます。その頑張りが、あまり勤務時間を超え過ぎて疲労感が徒労感になってしまうような形ではまずいわけですけれども、そういう頑張る先生方も絶対必要なわけでございますので、そういう先生方を支援できるように、校長先生を通してしかないんですけれども把握してまいりたいと、そして支えてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 昔、学校の部活に対して町から財政課長なども対応した経過があったんですが、町からいわゆる部活の応援に行った経過もあったんですが、あれは、どういう意味でやめたのか、またそういうことは考えられないのか。これは町長なのかな、答弁。そういう対応は町の支援ということで、具体的には今3人なり何人やってるということですよ。さらに部活に対する支援ということで対応できないものかどうか。お聞きしておきたい。

議長（石川良彦君） 教育長。

教育長（鳥海義弘君） お答えいたします。

ちょうどタイムリーな話で、部活の地域移行という形で進んでいるところでございます。これは当初、土日週休日だけの対応ということで、あと3年かかって形にしていくということでございますので、国と県の動きを注視しながら、大郷町でできるような、そういったいわゆる地域で部活を支えるような、そういう体制づくりをしてまいりたいなど考えております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 教育課だけじゃなく大郷全体としての位置づけも大事だと思うんですが、町長、この辺についてどう考えてますか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 今、体協の総会もやってないような状況でございますので、私もやっぱり町の体育振興、学校を含めて、もう少しこの体協の在り方について考える必要があるのではないかと感じているところでございますので、この議会が終わり次第、担当ともよく協議をして前向きな、少しでも学校の先生方が、負担が軽減できるようなそんな環境づく

りに努力してまいりたいなとそんな考えであります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ぜひ、お願いしたいと思います。

なお、この3番目の中でタイムカードということをご提案したわけですが、現在は在校時間記録簿で管理しているということで、タイムカードを設置する考えはないというような感じなんです。いわゆる在校時間記録簿というのは、この管理、在校時間記録簿どういう、ちゃんと先生方が働いたとおりにつけているのか。あるいは、意識的にサービスの形で自主申告の名の下に、ぐっと抑えていられているおそれもあるんですが、この辺について徹底するように指導すべきだと思うんですがどうなんですか、教育長。

議長（石川良彦君） 教育長。

教育長（鳥海義弘君） その辺、虚偽報告といいますか、そういったことはないように、しっかり書いていただくように指導してまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） なぜ虚偽、例えばですね。虚偽した場合の要因、原因というのは、やはり短い時間にさも効率上げたような評価をされるということがあるのか。それとも何かやはり虚偽して、その時間を実際サービス残業という形で、いわゆる余計に働いても働かないことにすることによって何かプラスあるんですか。どのようにその辺、評価を見てるんですか。

議長（石川良彦君） 教育長。

教育長（鳥海義弘君） お答えします。

働いた時間ですね、朝勤務して退庁するまでの時間をきちんとそのまま記録してもらえばそれでいいと思っておりますので、そこに何も他意はないのではないかなと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 何でタイムカード、問題あるんですかね。結構、学校、自治体によっては、つけている学校も増えてきていると聞いているんですが、本町においては何で駄目なんです。どうなんです。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えします。

駄目だとは考えておりませんが、現在のところはこの在校時間記録簿で管理しているという状況でございます。導入につきましては、学校等

の意見も聞いて検討してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） タイムカードについて、そういう協議の中で設置することも可能、あるいはあり得るということで理解していいんですね。ぜひそのような方向で頑張ってもらいたいと思うんですが、どうですか。

議長（石川良彦君） 教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） このほかにも学校等では必要な備品等が多々ありますので、その辺、学校の意見を聞きながら優先順位をつけて対応したいと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 大綱3番目に入るんですが、朝食欠食についてですね。いろいろ、ここについては、保健福祉課の食に関する調査と朝食に関する調査を実施した結果、子供の1割から2割は食べていないと。その原因としては、おなかがすかない、時間がない、眠い、面倒くさいとかと本人に起因する回答が9割以上だということですが、9割以上ということは、1割弱はそれでないということもあるようですが、果たして先生方がそういう労務管理の中で子供の健康管理をどのように見られるのか。

私、先生方の目が一番、子供たちの健康について一番分かる、近場の近いところにいると思うんですよ。そういった中で子供の朝食欠食というのは、これを見るとほとんど町ではないような評価なんですけど、実際、子供たちに聞きますと、あいつ金がなくて食ってこないんだよとか、昼間うんと学校で食うとかと何かその辺の状態が、着物もいろいろ大変な着物を着ているとか汚れているとか、そういう感じ。結構子供たちの間で出ているんですが、ただ先生から見ると、それが見えなければそれも出てこないし、そういう点でもっともっと先生方に目の行き届くような対応をすべきだと思うんですが、この朝食に独り親の中で欠食されているということは、調査的には何もしていないということですが、やるべきではないんですか。独り親家庭の欠食あるかどうか。

議長（石川良彦君） 教育長。

教育長（鳥海義弘君） お答えいたします。

検討をさせていただきたいなと思います。独り親ということで限定いたしますと、やはりプライバシーの問題もございます。そういったこともいろいろ勘案しながらやっていかなきゃならない問題だなと思っております。校長たちの意見を聞きながら、そういったことまでどういった

形でできるか考えてみたいなと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 校長会で聞くということですね、校長会だって2つの学校しかないんだから2人でしょう。そこに誰か参加してるんですか、校長会のほかに町の関係者以外に。例えば民生委員とか誰か参加してるんですか、校長会議のときに。どういうメンバーが参加しているんですか。

議長（石川良彦君） 教育長。

教育長（鳥海義弘君） 民生委員さんとかは参加しておりません。あと、こども園の園長、それからあと学校教育課長、社会教育課長、それからあとケアハウスの所長ですね。そういった形で、8人くらいで校長会を開催しております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） たまに外部というか民生委員とか、そういう学校の保護者会があるでしょ。そういう方を入れて会議するというのも考えてみる必要あると思うんですがどうですか。

議長（石川良彦君） 教育長。

教育長（鳥海義弘君） そういう子供たちに関わるいろんな問題が出た場合に、それにふさわしい方々を呼んで会議に参加させていきたいなという形で考えております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 出た場合では遅いんですよ、出る以前に。ですから年何回か、毎月やってなければ、そのうちの3か月に1回は子供の民生保護ですか、教育保護者ですか、それらを入れてやるというのを定期的にやったり組む必要があると思うんですがいかがですか。

議長（石川良彦君） 教育長。

教育長（鳥海義弘君） 必要に応じて実施していけるよう頑張っていきたいと思っております。

議長（石川良彦君） これで、千葉勇治議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午 前 1 1 時 0 1 分 休 憩

午 前 1 1 時 1 2 分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。

一般質問を行います。7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 7番。通告に従いまして一般質問を行います。

まず大綱2点なんですが、そんな難しい質問ではございませんので、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず1番、小・中学校のコロナ対策について。全国のコロナ感染が少しずつでは減ってはきていますが、まだまだ高い水準で推移していると思ひます。本町でも昨日は4人。一人、二人と感染者が出ている状況で、これから夏の小・中学校の感染対策についてお伺ひしたいと思ひます。夏の授業時エアコンを使用すると思ひますが、そのときは窓を閉め切っている状況で換気が悪い状況にあります。そういう教室で感染対策をするには、空気清浄機を用意してウイルス95.5%をカットするようなそういう清浄機があればいいのかなと思ひますので、所見を伺ひたいと思ひます。

それから2番、作付してない畑、耕作放棄地ですね。高齢化により畑仕事を諦めた家庭が増加していると思ひます。その畑を本来の野菜作りのために行政としても考えていくべきではと思ひます。

1番。使用されてない畑の調査をしているのかどうか。しているのであれば、何件ぐらいの放棄地があるのか教えてください。

2番。調査後、地主と相談して、貸したい、または売りたいという地主がいれば、内容を精査し町が仲介役として土地の有効活用を図るべきではないでしょうか。よろしくお願ひします。

議長（石川良彦君） まず初めに答弁願ひます。教育長。

教育長（鳥海義弘君） 熱海文義議員の大綱1つ目、小・中学校のコロナ対策についての御質問に答弁いたします。

小・中学校では、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、夏場のエアコンや冬場のヒーター使用時も教室等の常時換気を行っております。また、二酸化炭素濃度測定器の設置や、1時間に1回程度は対角線上の2か所で窓や扉を開けて空気の入替えもしており、これも習慣化しておりますことから、現時点で空気清浄機の設置は考えておりません。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願ひます。町長。

町長（田中 学君） 熱海議員の大綱2番でございますが、作付していない畑についてであります。①の使用されない畑の調査については、毎年、農地利用状況調査として農業委員会において調査をしているところがあります。

②の町が仲介役として土地の有効活用をにつきましては、農地を求めて農業委員会に相談いただいた場合、事務局また農業委員会から調

査結果を基に条件に合った農地の紹介を行っておりますので、どうぞ議員からも、どんどんそういうお客さんを誘導していただきたいと思えます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） まず大綱1番目の再質に入ります。

現時点では清浄機の設置は考えてないということですが、よく私の耳に入るのは、小学校から感染者が出ましたよというような話も随分聞かれます。そこで、小学校なり中学校なり今までかかった人数なんかを把握してありますか。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えします。

把握しております。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 人数なんかは教えてもらえるんですか。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

令和2年度からの累計になりますが、小・中学生で26名でございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 小・中合わせてですよ。小学校だけだと。

議長（石川良彦君） 課長。

学校教育課長（菅野直人君） 小学校が25名、中学校が1名でございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） ということは25名も小学校で出ていると。小学校で出ると家族も感染してしまう。教育長が答弁したのは、1時間に1回程度、2か所で窓を開けてるということなんですが、それでも感染者が出るということですよ。なおさら今年は暑い状況になるという予想が立っていて、電力が足りなくなるようなうわさも聞いてるんですが、窓を開けて換気すると電気消費量が上がるはずなんです。こいつを抑えろとなると閉めたままでエアコンを使用するのがベストなんです。そういうときに感染のリスクが高くなると、そいつを考慮したときに清浄機が必要なんではないかというように考えるんですが、いかがですか。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

もちろん空気清浄機というものがあれば非常に有効なのかと思いますが、現在と申しますか、昨年度もそうなんですが、エアコン、ヒーター

を使っている間も常に換気はしていると、窓を開けている状態で使っておりますので、もちろんそれで感染対策が全てという形ではありませんが換気は十分に行われていると認識しております。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 今回、補正にもちよっと載ってなかったんですが、夏祭りが中止になった予算がございますよね、町長。そういうのを利用して清浄機を買っていただいて設置してもらえそうな考えはないでしょうか。

議長（石川良彦君） 町長にですけれども、よろしいですか。町長。

町長（田中 学君） 夏祭りという祭りは中止いたしました。ですが、夏の風物詩、花火の1つや2つ上げられないのかという町民からの多くの声があるというお話を聞いてですね。じゃあ、その一部、町民が花火を見てコロナを吹っ飛ばすということであれば花火だけのお祭りをしようと思っているところであります。ですから、減額もしないで予算は生きているところでございますが、それを清浄機に使う考えはないかということでもあります。ここではっきり申し上げたほうが良いと思うんですが、それだけの予算で多分足りないと思うので、何か策を講じて、絶対教育上必要だというのであれば考えなければならないのではないかと思いますので、あとは担当課、財政課などと相談して御報告したいと思いません。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 教育長。そういうことなので、教育長から申出があれば検討していただくということなので、教育長、ぜひお願いしたいんですがいかがですか。

議長（石川良彦君） 教育長。

教育長（鳥海義弘君） 町長がそういうお考えであれば、それに従わざるを得ないと思いますが、やはりこの限られた財源でございますので、そういった面でも有効な財源の活用ということで考えていければなと思っております。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 子供たちも安心安全で授業を受けられるように、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それでは、次に作付していない畑についてなんですが、農業委員会に任せているということなんですけれども、任せた農業委員会から何件ぐらいあるのか把握してるんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

こちらでございますが、毎年、農地利用状況調査ということで農業委員さんの御協力をいただきながら調査をしているところでございます。実際畑だけでということになると、なかなかちょっと数値をつかめていない状況はございますが、遊休農地としてある部分、田んぼも含めてということになります。そうなりますと町内で 60 ヘクタールぐらいあるという状況です。その内、ある程度手をかければすぐにでも使えるというような状況のものが 24 ヘクタールあるような状況になってございます。さらに、そういった遊休農地だけじゃなくというところで、もう離農したい、農地を任せたいとか、そういった意向の確認というところも、これは令和元年の話ということになります。そういった面積になりますと 201 ヘクタール、そういった意向のある農家の方がいらっしゃるというような状況になっております。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7 番（熱海文義君） そういう状況について 2 番目にもつながるような話になるかと思うんですが、この畑を長年にわたって改良しながら土壌をよくして土質をよくしてきた。ですが、年になって体が動かないということで放棄する方が増えてきております。これをそのままにしておくと、竹が生えたり雑草が生えて、もう何もできないような状況になるので、これを何とかしたいなということで質問したんですが、今、農業委員会から調査結果を基に農地の紹介をしているということなんですけれども、農業委員会じゃなくてですね。町で独自でホームページなり、それからチラシなりを使って、こういううちにも畑がありますよというような情報を得て、それで、町外の方々に作っていただくとか、そういうやり方をすべきではないかと思うんですがいかがですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

農地のあっせんということになるかと思いますが、こちらについては、基本的には農地バンクという制度がございます。そちらは県の農業公社で事務局をして中間管理機構ということで実施をしているところでございますが、基本的には、そちらでバンクとしての活用ができればというところではございますが、それがきっちりバンクとしての機能が果たしているかということもございますので、その辺については、こういった形で公表であったりということも可能かどうかということところは

ございますけれども、農業委員さんの意見であつたりも伺いながら、そういう、仮に農地の求められた場合の対応について今後検討できればと思っております。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） たしか中間管理機構って、面積はある程度の面積ないと登録できないはずですよ。私が言ってるのは、そんな大きいところじゃなくて、個人的に持っている小さい畑をもうやれないということで放棄地になるというのが一番ちょっと懸念される場所なんです。それを町で調査して、こういうところがありますよというのを情報提供したらいいんじゃないかなと思うんですが。

そしてまた町長の、一番最初の施政方針でベガルタとそれから明成高校と協定を結んだということなので、そういう方々も、言い方が悪いですけども利用してというか頼んで情報を流してやるというのも一つの方向かなと思うんですがいかがですか、町長。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） まず周りに呼びかけたいと思うのが、この遊休畑、休んでる畑を利用する組織をまずつくりたいということで、農業とスポーツがどういう関わりを持つかと。いろんな考え方、これから始めたいと思っておりますので、もう少し時間をお借りしたいと思っておりますので、ただ無駄にして、そのまま放置しておいて荒らしてしまうと、それを避けたいと思っておりますので、そのような方法を取らせていただくように努力してまいります。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） そしてまたその畑をまた畑で使うという考えもありますが、その地主さんと相談して、例えば農業委員会にかけて地番変更して宅地にするとか、それでもいいよという地主さんがいれば、そっちの方向でも考えてもいいのかなと。実は私、家を大郷に欲しいという人がいるんですけども、どこかないかと。前にも言ったんですが、探したんですけども、なかなかないんですよ。ないんです。例えば団地みたいなところだと、隣が近くて子供がうるさかったりなんざりして迷惑かけるからというので入られないような人もいるんで、例えば一軒家みたいなところが欲しいという人もいます。そういう人のためにも、その地主さんと相談して宅地にしてもいいよとなったら、そこを変更して建ててもらおうというようなことも人口増加につながると思うんですがいかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） そのようなことも視野に入れながら、多面的な利用ができるようなそのような、町としてもそういう窓口をつくることが必要になってきたと伺いました。そのようにさせていただきます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） ぜひ田中町政の考えで、私の考えも今言いましたから。町長はいつも議会からも提案しろということで私のほうから提案しますので、ぜひその辺はお願いしたいと思います。

あと質問することがございませんので、終わります。

議長（石川良彦君） これで熱海文義議員の一般質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終わります。

日程第3	報告第7号	繰越明許費繰越計算書について
日程第4	報告第8号	繰越明許費繰越計算書について
日程第5	報告第9号	繰越明許費繰越計算書について
日程第6	報告第10号	繰越明許費繰越計算書について
日程第7	報告第11号	繰越計算書について

議長（石川良彦君） 次に、日程第3、報告第7号 繰越明許費繰越計算書について、日程第4、報告第8号 繰越明許費繰越計算書について、日程第5、報告第9号 繰越明許費繰越計算書について、日程第6、報告第10号 繰越明許費繰越計算書について、及び日程第7、報告第11号 繰越計算書についてを一括議題といたします。

まず初めに、提出者から報告第7号の報告を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 議案書1ページをお開き願います。

報告第7号 繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和3年度大郷町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和4年6月7日 提出

大郷町長 田中 学

次ページを御覧いただきたいと思います。

令和3年度大郷町一般会計繰越明許費繰越計算書。款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳の順に説明をいたします。

第2款総務費第1項総務管理費、役場庁舎外無線LAN環境構築事業308万円。繰越額203万4,000円。未収入特定財源としまして国庫支出金

179万1,000円、一般財源24万3,000円で発注作業中でございます。ウェブ会議等に対応するため、役場庁舎、中央公民館に無線LANを構築し通信環境を整備するもので、業務について所要の時間を要したため繰越ししたものでございます。

行政手続オンライン化対応事業3,818万円。繰越額3,808万1,000円。既収入特定財源としまして国庫支出金が298万6,000円。未収入特定財源として国庫支出金1,237万1,000円。一般財源2,272万4,000円で発注作業中でございます。国で進めておりますデジタルトランスフォーメーション事業への対応に伴うシステム改修業務などについて所要の時間を要したため繰越ししたものでございます。

次に、町有財産測量等事業でございます。378万4,000円で繰越額が350万1,000円で、全て一般財源で発注作業中でございます。旧東沢、田布施住宅跡地等の分筆測量業務及び土地購入などについて、所要の時間を要したため繰越ししたものでございます。

次に、町道未登記処理事業100万円。繰越額、同額。全て一般財源で発注作業中でございます。未登記であります町道住吉線の土地分筆測量設計業務で測量境界立会い等に所要の時間を要したため繰越ししたものでございます。

公有財産改修等事業です。3,450万円。繰越額同額で、全て一般財源で発注作業中でございます。遠多田ため池西側改修工事などにつきまして、新型コロナの影響などにより所要の時間を要したため繰越ししたものでございます。

地域再生計画策定事業110万円。年度内に完了したため繰越しはございません。

第3款民生費第1項社会福祉費、住民税非課税世帯等給付事業9,738万5,000円。繰越額3,857万3,000円。既収入特定財源として国庫支出金709万2,000円。未収入特定財源としまして国庫支出金3,148万円。その他1,000円で発注作業中でございます。住民税非課税世帯等臨時特別給付金の申請期限が9月末までとなっておりますので、繰越ししたものでございます。

第4款衛生費第4項上水道費、水道料コンビニエンスストア収納業務構築事業438万5,000円。繰越額同額で、未収入特定財源として国庫支出金386万2,000円。一般財源52万3,000円で発注作業中でございます。水道料金のコンビニ収納対応のためのシステム導入に係る経費を水道事業会計に補助するもので、業務に所要の期間を要したため繰越ししたも

のでございます。

第5款農林水産業費第1項農業費、集合宿泊施設等研修施設修繕事業265万1,000円です。3月16日の福島県沖地震により施設が被災したため繰越額はございません。

物産館外トイレ改修事業1,730万3,000円。繰越額同額で、特定財源としまして国庫支出金が1,523万8,000円。一般財源が206万5,000円で発注作業中でございます。物産館外トイレを改修修理するものでございまして、新型コロナの影響などにより所要の時間を要したため繰越したものでございます。

第7款土木費第2項道路橋梁費、道路補修事業220万円。繰越額、同額でございます。全て一般財源で発注作業中でございます。町道鶴田横沢線側溝土砂撤去工事等で、新型コロナの影響などにより所要の時間を要したため繰越したものでございます。

次に、道路新設改良事業で4,048万円。繰越額、同額でございます。未収入特定財源として国庫支出金が1,507万3,000円、地方債1,350万円。一般財源1,190万7,000円で発注作業中でございます。町道土橋明ヶ沢線道路改良工事などで、新型コロナの影響により所要の時間を要したため繰越したものでございます。

中粕川地区宅地かさ上げ事業1,344万5,000円。繰越額、同額でございます。未収入特定財源として国庫支出金580万8,000円、地方債580万円。一般財源183万7,000円で発注作業中です。中粕川地区宅地かさ上げ工事等で、新型コロナの影響などにより所要の時間を要したため繰越したものでございます。

第3項河川費河川緊急浚渫事業3,944万5,000円、繰越額同額です。未収入特定財源として地方債3,940万円。一般財源4万5,000円で発注作業中でございます。安戸川河川緊急しゅんせつ工事で、新型コロナの影響により所要の時間を要したため繰越したものでございます。

第4項住宅費町営住宅改修事業7,757万2,000円。繰越額同額で、未収入特定財源としまして国庫支出金3,713万6,000円、地方債3,710万円。一般財源333万6,000円で発注作業中でございます。希望の丘団地外壁塗装等改修工事などで、新型コロナの影響などにより所要の時間を要したため繰越したものでございます。

災害公営住宅建設事業1億7,849万3,000円。繰越額同額で、未収入特定財源として国庫支出金1億1,146万6,000円、地方債5,570万円。一般財源1,132万7,000円で発注作業中です。中村原地区の災害公営住宅建設

工事などで、新型コロナの影響などにより所要の期間を要したため繰越したものでございます。

第5項都市計画費大窪城址公園歩道修繕事業148万9,000円。繰越額同額で、全て一般財源で発注作業中でございます。大窪城址公園歩道修繕工事で、新型コロナや降雪の影響などにより所要の期間を要したため繰越したものでございます。

地域活性化拠点整備事業583万2,000円。繰越額、同額。全て一般財源で発注作業中でございます。中粕川地区の地域活性化拠点検討業務で関係機関との協議に不測の日数を要したため繰越したものでございます。

中粕川地区防災拠点整備事業3,383万2,000円。繰越額同額で、未収入特定財源として国庫支出金が1,242万円、地方債が1,110万円。一般財源が1,031万2,000円で発注作業中でございます。中粕川地区の防災拠点施設等の造成工事等で、新型コロナの影響などにより所要の期間を要したため繰越したものでございます。

第9款教育費第4項社会教育費、木ノ崎分館修繕事業8万4,000円。繰越額同額で、全て一般財源で、これにつきましては4月27日に完了してございます。3月16日の福島県沖地震により被災した木ノ崎分館の修繕事業補助で所要の期間を要したため繰越したものでございます。

文化会館電動椅子修繕事業302万1,000円。繰越額同額で、未収入特定財源としまして国庫支出金が266万1,000円、一般財源が36万円で発注作業中でございます。経年劣化しました文化会館電動椅子の修繕で、新型コロナの影響などにより所要の期間を要したため繰越しをしたものでございます。

第10款災害復旧費第2項公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業1,312万円。繰越額同額で、全て一般財源で発注作業中でございます。3月16日の福島県沖地震で被災しました町道等公共土木施設の災害応急工事で、新型コロナの影響などにより所要の期間を要したため繰越したものでございます。

第3項農林水産施設災害復旧費、農業施設災害復旧事業800万円。繰越額同額で、全て一般財源で発注作業中でございます。

第4項公共施設災害復旧費、公共施設災害復旧事業592万2000円で、繰越額と同額、全て一般財源で発注作業中でございます。

物産館災害復旧事業118万円。繰越額同額で、全て一般財源でございます。工事につきましては5月10日に完了してございます。

町営住宅災害復旧事業200万円。繰越額同額で、全て一般財源で発注作業中でございます。

学校給食センター厨房機器災害復旧事業19万8000円。繰越額同額で、全て一般財源で4月8日に完了してございます。

以上、合計繰越明許費6億2,968万1,000円。翌年度繰越額5億6,569万円。うち既収入特定財源1,007万8,000円。未収入特定財源のうち国庫支出金が2億4,930万6,000円、地方債1億6,260万円、その他1,000円。一般財源が1億4,370万5,000円でございます。

以上で、報告第7号 令和3年度大郷町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終了いたします。

議長（石川良彦君） 以上で、報告第7号の報告を終わります。

次に、報告第8号、報告第9号及び報告第11号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 4ページをお開き願います。

御報告申し上げます。

報告第8号 繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき令和3年度大郷町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和4年6月7日 提出

大郷町長 田中 学

次ページの別紙を御覧ください。

令和3年度大郷町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書です。款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、左の財源の内訳の順に説明いたします。

第1款農業集落排水事業費第2項農業集落排水事業建設費、事業名粕川地区（農集排）マンホールポンプ非常通報装置修繕事業、金額88万円。翌年度繰越額ゼロ円でございます。

内容を御説明いたします。

本事業は、粕川地区（農集排）マンホールポンプ非常通報装置の修繕工事です。半導体不足により部品の調達が間に合わず、年度内に完成することが困難で繰越し手続をしておりましたが、工期内に部品の納入が間に合ったことから年度内に工事が完成したため、翌年度への繰越額がゼロ円となったものでございます。

以上で、令和3年度大郷町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越

計算書についての報告を終了いたします。

続きまして、6ページをお開き願います。

御報告申し上げます。

報告第9号 繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和4年6月7日 提出

大郷町長 田中 学

次ページの別紙を御覧ください。

令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計繰越明許費繰越計算書です。款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、左の財源内訳の順に御説明いたします。

第1款合併浄化槽事業費第1項合併浄化槽管理費、事業名合併浄化槽修繕事業、金額126万4,000円。翌年度繰越額110万円です。財源の内訳については、全額一般財源でございます。

繰越し理由を御説明いたします。

本工事は、町管理合併浄化槽の修繕工事です。修繕工事に所要の期間を要することから、年度内に完成することが困難になったため翌年度へ繰り越したもので、令和4年5月23日に修繕工事が完了しております。

続きまして、第1款合併浄化槽事業費第3項合併浄化槽災害復旧費、事業名合併浄化槽災害復旧事業、金額624万8,000円。翌年度繰越額、同額です。財源の内訳については、全額一般財源でございます。

繰越し理由を御説明いたします。

本事業は、3月16日発生 of 福島県沖地震により被害を受けた町管理合併浄化槽の災害応急工事です。応急工事に所要の期間を要したことから、年度内に完成することが困難になったため翌年度へ繰り越したもので、令和4年5月27日に災害応急工事が完了しております。

以上、合計金額751万2,000円。翌年度繰越額734万8,000円。財源の内訳については、全額一般財源でございます。

以上で、令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計繰越明許費繰越計算書について報告を終了いたします。

10ページをお開き願います。

御報告申し上げます。

報告第11号 繰越計算書について。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき令和3年度大郷町水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和4年6月7日 提出

大郷町長 田中 学

次ページを御覧ください。

令和3年度大郷町水道事業会計予算繰越計算書です。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額。款、項、事業名、予算計上額、支払義務発生額、翌年度繰越額、財源内訳、不用額、翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額の順に御説明いたします。

第1款資本的支出第2項建設改良費、事業名粕川大橋添架管更新事業、予算計上額1億7,100万円。支払義務発生額ゼロ。翌年度繰越額1億7,100万円です。財源の内訳については、企業債1億1,160万円、国庫支出金5,580万円、損益勘定留保資金360万円です。不用額、翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額はゼロです。

繰越し理由を御説明いたします。

本事業は、粕川大橋の添架管更新工事です。吉田川左岸堤防部において、ほか事業の地下埋設物が支障となり、配管布設位置を変更したことに伴う新たな配管材料の製作に時間を要したことから、年度内に完成することが困難になったため翌年度へ繰り越したもので、令和4年5月23日、工事を完了してございます。

続きまして、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額です。款、項、事業名、予算計上額、支払義務発生額、翌年度繰越額、財源内訳、不用額、翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額の順に御説明いたします。

第1款水道事業費用第1項営業費用、事業名水道料コンビニエンスストア収納業務構築事業、予算計上額438万5,000円。支払義務発生額ゼロ。翌年度繰越額438万5,000円です。財源の内訳については、全額、他会計補助金です。不用額、翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額はゼロです。

繰越し理由を御説明いたします。

本事業は、水道料金のコンビニエンスストア収納業務構築事業です。システムの構築及び収納代行会社との調整などに時間を有することから、年度内に完成することが困難になったため翌年度へ繰り越したもの

で、令和5年度からの運用開始を予定しております。

以上で、令和3年度大郷町水道事業会計予算繰越計算書についての報告を終了いたします。

議長（石川良彦君） 以上で、報告第8号、報告第9号及び第11号の報告を終わります。

次に、報告第10号について説明を求めます。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） 議案書8ページをお開きください。

御報告申し上げます。

報告第10号 繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和4年6月7日 提出

大郷町長 田中 学

次ページの別紙を御覧ください。

令和3年度宅地分譲事業特別会計繰越明許費繰越計算書。款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源の内訳の順に御説明申し上げます。

第1款宅地分譲事業費第1項宅地造成事業費、事業名、中粕川地区宅地かさ上げ事業、金額1億4,575万5,000円。翌年度繰越額、同額です。財源の内訳につきましては、国庫支出金6,236万5,000円、地方債6,230万円、一般財源2,109万円です。

繰越し理由について御説明申し上げます。

繰越し理由につきましては、中粕川地区宅地かさ上げ事業における軟弱地盤対策法において、載荷盛土の沈下収束時間について適切な期間を確保することから、年度内に事業を完了することが困難となったため繰越しをするものです。

以上で、令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての御報告を終了いたします。

議長（石川良彦君） 以上で、報告第7号、報告第8号、報告第9号、報告第10号及び報告第11号の報告を終わります。繰越明許費計算書及び繰越計算書の報告でありますので、報告のみとなります。

日程第8	議案第45号	大郷町農業振興基金条例の廃止について
日程第9	議案第46号	令和4年度大郷町一般会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第47号 令和4年度大郷町国民健康保険特別会計
補正予算(第1号)

議長(石川良彦君) 次に、日程第8、議案第45号 大郷町農業振興基金条例の廃止について、日程第9、議案第46号 令和4年度大郷町一般会計補正予算(第2号)、日程第10、議案第47号 令和4年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議案第45号について説明を求めます。農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) それでは、議案第45号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案書12ページを御覧願います。

議案第45号 大郷町農業振興基金条例の廃止について。

大郷町農業振興基金条例(平成25年大郷町条例第9号)を別紙のとおり廃止するものとする。

令和4年6月7日 提出

大郷町長 田中 学

初めに、本条例廃止の提案理由でございますが、当基金につきましては平成25年度に創設したもので、それまで運用してきた大郷町農産施設設備資金貸付基金、これを原資に運用してきており、令和3年度までに、各年度において農地の有効活用と優良農地の保全、次代を担う足腰の強い農業経営体の育成など農業振興に資する補助金の原資として活用してきたところでございますが、令和3年度末で基金原資残額がなくなったことから本条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第45号の提案理由の説明といたします。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(石川良彦君) 以上で、議案第45号について説明を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

午 前 11時59分 休 憩

午 後 1時15分 開 議

議長(石川良彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、町長から本日の会議における12番千葉議員の一般質問に対する答弁について発言の訂正の申出がありますので、これを許します。町長。

町長（田中 学君） 大変、一番にこのような形で申し上げること誠に遺憾ですが、先ほどの千葉議員の一般質問、大綱1の（2）の再質問の中で、令和3年度中村原地区造成工事の請負差額の中で、進入路を含む同側溝整備工事を行ったと質問されましたが、同工事は、令和3年度宅地分譲事業特別会計補正予算（第4号）で可決をいただいた工事請負費で行ったものでありますので、工事請負金額の差額で行ったものではございませんでした。

なお、請負差額が生じた場合には、必要最小限の範囲において、私が執行責任者として変更契約等ができるものと認識してございます。答弁に誤解を招いたことにおわびを申し上げ訂正させていただきます。

議長（石川良彦君） 次に、議案第46号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第46号 一般会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書2ページを御覧いただきたいと思います。

議案第46号 令和4年度大郷町一般会計補正予算（第2号）。

令和4年度大郷町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,255万円2,000を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億3,985万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年6月7日 提出

大郷町長 田中 学

今回の補正予算ですが、国庫補助対象事業費の増による中粕川地区防災拠点整備事業費及び町道土橋明ヶ沢線等道路改良工事などの増、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費及び低所得者の子育て世代に対する生活支援特別給付事業費並びに中小企業者等への事業継続支援交

付金の増、新型コロナウイルスワクチン4回目接種に係る経費の増、農業法人等の機械購入に係るみやぎの水田農業改革支援事業費補助金の増、3月16日福島県沖地震により住宅が被災し、罹災判定が半壊以上となった方への住宅災害応急修理の増、フラップ大郷21など公共施設の災害復旧工事の増、地区より要望のありました公民館分館の環境整備事業補助金の増などがございます。歳入につきましては、補助事業見合いの国県補助金、町債、公共施設整備基金、未来づくり基金、財政調整基金において財源調整をしたものでございます。

続きまして、3ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を説明いたします。まず歳入です。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金1,155万2,000円の増額補正です。新型コロナウイルスワクチン4回目接種に係る負担金の増額でございます。

第2項国庫補助金1億7,518万6,000円の増額補正です。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費及び事務費補助金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金、町道土橋明ヶ沢線等の道路改良工事に伴う道路局所管補助金、中粕川地区の防災拠点整備事業に係る社会資本整備総合交付金の増などによるものでございます。

第16款県支出金第1項県負担金59万5,000円の増額補正です。3月16日発生 of 福島県沖地震により被災し、罹災判定が半壊となった住宅修理にかかる災害救助費負担金の増によるものでございます。

第2項県補助金1,245万9,000円の増額補正です。令和元年東日本台風 of 被災者支援のため、臨床心理士による相談会等の実施に係る自死対策強化事業補助金、農業法人等の機械購入に係る市町村総合補助金、新型コロナウイルス感染症対応事業者支援補助金の増などによるものでございます。

第3項委託金3,000円の増額補正です。就業構造基本調査委託金の増額でございます。

第19款繰入金第1項基金繰入金6,141万8,000円の増額補正です。財源調整としての財政調整基金、公共施設整備基金及び未来づくり基金繰入金の調整でございます。

第21款諸収入第5項雑入3万9,000円の増額補正です。会計年度任用職員等の雇用保険料被保険者負担。令和元年東日本台風時の災害廃棄物処

理業務委託費の返還金の増額でございます。

第22款町債第1項町債9,130万円の増額補正です。町道改良工事並びに中粕川地区防災拠点整備事業に係る公共事業等債、3月16日の福島県沖地震により被災したフラップ大郷21など、災害復旧工事に係る災害復旧事業債の増によるものでございます。歳入補正額合計3億5,255万2,000円の増額でございます。

続きまして、4ページでございます。

歳出です。

第1款議会費第1項議会費3万1,000円の増額補正です。公用車バッテリー購入費の増額でございます。

第2款総務費第1項総務管理費2,148万3,000円の増額補正です。会計年度任用職員報酬等人件費の調整、ネットワーク設定業務の調整、役場庁舎施設整備改修工事、旧大松沢公民館敷地内にあるフェンス、擁壁が県有地にあることが判明したため擁壁解体等工事、中村、大栄団地の緊急車両転回場設置のための土地境界確定測量業務並びに土地購入、地区要望のあったため池、水路への安全施設設置工事の増額などが主なものでございます。

第2項徴税費3,000円の増額補正です。3月納車台数が見込みより大幅に増加したことにより、軽自動車税環境性能割徴収取扱費の増額でございます。

第5項統計調査費4,000円の増額補正です。就業構造基本調査に係る経費の調整でございます。

第3款民生費第1項社会福祉費6,292万7,000円の増額補正です。住民税非課税世帯等臨時特別給付事業費の増額でございます。

第2項児童福祉費1,034万7,000円の増額補正です。低所得者の子育て世代に対する生活支援特別給付事業費、こども園等の保育士、幼稚園教諭及び放課後児童支援員等処遇改善臨時特別事業費補助金の増額でございます。

第3項災害救助費59万5,000円の増額補正です。3月16日福島県沖地震により住宅が被災し、罹災判定が半壊以上となった方への住宅災害応急修理の増額でございます。

第4款衛生費第1項保健衛生費1,596万2,000円の増額補正です。令和元年東日本台風で被災された方への臨床心理士による相談会等の開催経費及び新型コロナウイルスワクチン4回目接種に係る経費の増額でございます。

第5款農林水産業費第1項農業費356万8,000円の増額補正です。農業法人等の機械購入に係るみやぎの水田改革支援事業補助金、農業法人の水稲の直播栽培に係る産地育成事業費補助金、旧大郷牧場敷地内の樹木伐採等業務、縁の郷の建物設備の修繕等の増額でございます。

第6款商工費第1項商工費940万円の増額補正です。新型コロナにより経営安定に支障を来している中小企業者等への事業継続支援交付金の増額でございます。

第7款土木費第2項道路橋梁費2,488万5,000円の増額補正です。国庫補助対象事業費の増による町道土橋明ヶ沢線道路改良工事及び愛宕下鍋釣線歩道設置工事等の増額でございます。

第5項都市計画費2億65万4,000円の増額補正です。国庫補助対象事業費の増による中粕川地区防災拠点整備事業費及び町立公園の設備修繕料等の増額でございます。

第9款教育費第4項社会教育費69万9,000円の増額補正です。公民館分館の環境整備事業費補助金及び社会教育施設の草刈り除草等業務の増額でございます。

第5項保健体育費27万6,000円の増額補正です。学校給食センターの草刈り除草等業務及びボイラー室石綿調査業務の増額でございます。

第10款災害復旧費第4項公共施設災害復旧費171万5,000円の増額補正です。3月16日の福島県沖地震で被災しました文化会館フラップ大郷21、大松沢社会教育センター体育館の災害復旧工事の増額でございます。

第5項災害廃棄物処理費3,000円の増額補正です。令和元年東日本台風に係る災害廃棄物処理の総事業費が減額となったことにより、国への返還金の増額でございます。歳出補正額合計3億5,255万2,000円の増額でございます。

以上、補正前の予算額51億8,730万5,000円に、歳入歳出とも3億5,255万2,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ55億3,985万7,000円とするものでございます。

続きまして、5ページを御覧いただきたいと思います。

第2表債務負担行為補正につきまして御説明をいたします。今回の補正は債務負担行為の追加1件でございます。事項、期間、限度額の順に御説明をいたします。

1、新型コロナウイルス農業特別対策資金利子助成で、設定期間は令和4年度から8年度までで限度額を18万円とするものでございます。新

型コロナウイルス対策資金として、J A新みやぎのアグリエール資金利用者に対する利子助成につきまして債務負担行為を設定するもので、個人2人、法人1人分を想定したものでございます。

続きまして、6ページでございます。

第3表地方債補正につきまして説明をいたします。変更が3件でございます。起債の目的、補正前、補正後の順で御説明をいたします。

1、道路等整備事業。町道土橋明ヶ沢線、愛宕下鍋釣線及び柏木原小梁川線の道路改良工事等の国庫補助対象事業費の増により、限度額を1,530万円から2,310万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

2、都市防災総合推進事業。中粕川地区防災拠点整備事業の国庫補助対象事業費の増により、限度額を6,850万円から1億5,030万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

3、公共施設災害復旧事業。3月16日の福島県沖地震で被災しました文化会館フラップ大郷21、大松沢社会教育センター体育館の災害復旧事業費の増により、限度額を2,760万円から2,930万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還は補正前と同様でございます。

以上で、議案第46号 一般会計補正予算（第2号）につきましての提案理由の説明を終わります。次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第46号について説明を終わります。

次に、議案第47号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（片倉 剛君） それでは、議案第47号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の26ページを御覧ください。

議案第47号 令和4年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度大郷町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億914万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月7日 提出

大郷町長 田中 学

今回の補正は、歳入につきましては財政調整基金からの繰入金でございます。歳出では、国保財政の運営主体である県より事業運営のための納付金額確定の通知があったことから納付金を補正し、財源を財政調整基金からの繰入金で調整したものでございます。

補正予算書の27ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

第5款繰入金第2項基金繰入金15万9,000円の増額です。財源調整によるものでございます。

以上、歳入合計15万9,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第3款国民健康保険事業費納付金第1項医療給付費分224万2,000円の増額です。

第2項後期高齢者医療支援金等分239万6,000円の減額です。

第3項介護納付金分31万3,000円の増額です。

第1項から第3項までの納付金の額につきましては、県からの通知によるものでございます。

以上、歳出合計15万9,000円の増額補正でございます。補正前の予算額9億898万6,000円に歳入歳出それぞれ15万9,000円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ9億914万5,000円とするものでございます。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

ただいま御説明いたしました議案第47号 大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、事項別明細書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第47号について説明を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでした。

午 後 1 時 3 5 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 千葉恭啓の記載したものであるが、

その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員